

滋賀県環境影響評価技術指針の改定について

1. 趣旨

滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号。以下「条例」という。）に基づく対象事業に係る環境影響評価の項目については、滋賀県環境影響評価技術指針（平成 11 年滋賀県告示第 124 号。以下「技術指針」という。）別表第 1 において規定され、大気質の環境要素の項目については、大気常時監視項目（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素・一酸化窒素、微小粒子状物質、非メタン炭化水素）を基本とし、「粉じん等」、「有害物質」を追加した次の項目を規定している。

（技術指針における大気質の環境要素の項目）

窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、粉じん等（粉じん、ばいじん、自動車の運行または重機の稼働に伴い発生する粒子状物質）、一酸化炭素、有害物質、炭化水素類、光化学オキシダント

このうち有害物質については、技術指針上の定義はなく、個々のアセス案件の事業特性や地域特性に応じて対象物質を選定し運用しているところであるが、大気汚染防止法における有害物質や有害大気汚染物質と合致しておらず、個々に規定される物質以外の取り扱いを明確にするため、大気質に係る項目について必要な改定を行う。

2. 改定案の概要

- 別表第 1（第 5 条関係）付表 1 の大気質の項目の「有害物質」を削除し、「その他（塩化水素、水銀、ダイオキシン類等）」とする。
- 上記に加え、県内大気自動測定局における常時監視測定項目と整合させるため、「微小粒子状物質」を追加するなど必要な修正を行う。

3. 今後の予定

告示：令和 2 年 12 月（予定）

施行：令和 2 年 12 月（即日施行）

(参考1) 前回審査会(令和2年9月8日)議事概要抜粋

(事業者)

次に、配慮書では「有害物質」の項目としてダイオキシン類を選定しているが、方法書以降では水銀や塩化水素、ダイオキシン類を選定する予定。今後の方法書以降では法令に基づく用語にて適切に表記したい。ただ、技術指針に示す項目には「有害物質」と表記されており、整合を取る必要がある。

(会長)

技術指針における「有害物質」の定義は何か。

(事務局)

技術指針の中では定義されていないので、個々に定義していく必要があるものとする。

(会長)

大気汚染防止法においてダイオキシン類は「有害物質」と異なるので注意すること。

今後の図書においては、大気質の項目の1つとするのではなく、大気環境の項目の1つとする必要があるのではないか。事務局と確認すること。

(事務局)

図書における水銀、ダイオキシン類、塩化水素の取り扱いについて整理する。

(参考2)

廃棄物処理施設の案件を例とした環境要素に係る項目と大気汚染防止法等に基づく分類との整合状況

(技術指針改定前)

技術指針における環境要素に係る項目	対象事業に応じた環境要素に係る項目 (例: 廃棄物処理施設)	県内大気自動測定局における常時監視測定項目	大気汚染防止法等に基づく分類	
窒素酸化物		二酸化窒素	有害物質(ばい煙)、 自動車排出ガス	
		一酸化窒素		
二酸化硫黄		二酸化硫黄	ばい煙	
浮遊粒子状物質		浮遊粒子状物質	—	
二		微小粒子状物質	—	
一酸化炭素		一酸化炭素	自動車排出ガス	
光化学オキシダント		光化学オキシダント	—	
炭化水素類		メタン(※1)	自動車排出ガス	
		非メタン炭化水素	自動車排出ガス	
粉じん等		粉じん	—	粉じん
		ばいじん	—	ばい煙
		自動車の運行または重機の稼働に伴い発生する粒子性物質	—	自動車排出ガス
有害物質		塩化水素	—	有害物質(ばい煙)
		水銀	—	水銀等
	ダイオキシン類	—	有害大気汚染物質、 ダイオキシン類(※2)	

(技術指針改定後)

技術指針における環境要素に係る項目	対象事業に応じた環境要素に係る項目 (例: 廃棄物処理施設)	県内大気自動測定局における常時監視測定項目	大気汚染防止法等に基づく分類	
窒素酸化物 (二酸化窒素および一酸化窒素)		二酸化窒素	有害物質(ばい煙)、 自動車排出ガス	
		一酸化窒素		
二酸化硫黄		二酸化硫黄	ばい煙	
浮遊粒子状物質		浮遊粒子状物質	—	
微小粒子状物質		微小粒子状物質	—	
一酸化炭素		一酸化炭素	自動車排出ガス	
光化学オキシダント		光化学オキシダント	—	
全炭化水素 (メタン、非メタン炭化水素)		メタン(※1)	自動車排出ガス	
		非メタン炭化水素	自動車排出ガス	
粉じん等		粉じん	—	粉じん
		ばいじん	—	ばい煙
		自動車の運行または重機の稼働に伴い発生する粒子性物質	—	自動車排出ガス
その他 (塩化水素、水銀、ダイオキシン類等)		塩化水素	—	有害物質(ばい煙)
		水銀	—	水銀等
	ダイオキシン類	—	有害大気汚染物質、 ダイオキシン類(※2)	

※1 「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」
において対象物質とされていないが滋賀県がモニタリングを実施する物質

※2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく分類

付表1

気象	特異な気象 局地気象 日照障害
水象	流向 流速 流量
大気質	窒素酸化物 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 粉じん等 一酸化炭素 有害物質 炭化水素類 光化学オキシダント
水質	水の濁り 水の汚れ 水温 富栄養化
水底の底質	水底の泥土 漂砂 底質の汚れ

付表2

工事の実施	土地の改変 工作物の建設 重機の稼働 工事用車両の走行 既存工作物の撤去 工事用道路等の建設 土砂の採取 その他
土地または工作物の存在または供用	造成地の存在 工作物の存在 土地の利用 工作物の供用 発生車両の走行 その他

備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじんおよび自動車の運行または重機の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形および地質」、「重要な種」および「重要な種および群落」とは、それぞれ学術上または希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上もしくは希少性の観点から重要である生息地または地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 4 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 5 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 7 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
- 8 放射線の量における「土地または工作物の存在または供用」の細区分については、「工作物の供用」に限る。

付表 1

気象	特異な気象 局地気象 日照阻害
水象	流向 流速 流量
大気質	窒素酸化物 (二酸化窒素および一酸化窒素) 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質 一酸化炭素 光化学オキシダント 全炭化水素 (メタン、非メタン炭化水素) 粉じん等 その他 (塩化水素、水銀、ダイオキシン類等)
水質	水の濁り 水の汚れ 水温 富栄養化
水底の底質	水底の泥土 漂砂 底質の汚れ

付表 2

工事の実施	土地の改変 工作物の建設 重機の稼働 工事用車両の走行 既存工作物の撤去 工事用道路等の建設 土砂の採取 その他
土地または工作物の存在または供用	造成地の存在 工作物の存在 土地の利用 工作物の供用 発生車両の走行 その他

備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじんおよび自動車の運行または重機の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形および地質」、「重要な種」および「重要な種および群落」とは、それぞれ学術上または希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上もしくは希少性の観点から重要である生息地または地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 4 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 5 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 7 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
- 8 放射線の量における「土地または工作物の存在または供用」の細区分については、「工作物の供用」に限る。